

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

平成27年4月1日 制定

公的研究費等の原資の大部分は貴重な税金であり、国立病院機構におけるさまざまな研究活動は、社会の信頼と負託によって支えられています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費等の運営及び管理については米子医療センターの責任において適正に行わなければなりません。

米子医療センターは、公的研究費等の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、病院内外に公表します。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営及び管理を行います。
5. 公的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。

(注) 公的研究費等とは、補助金、委託費、運営費交付金、寄付金等を財源として米子医療センターで扱うすべての研究費をいいます。

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける公的研究費等の不正使用防止計画

平成27年4月1日 制定

独立行政法人国立病院機構米子医療センターでは、「独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する要領」第15条により、公的研究費等（以下研究費という。）の適正な運営及び管理を行うため、独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける研究費に関する不正使用防止計画を以下のとおり定める。

1 運営管理責任体制

① 最高管理責任者：院長

研究機関における研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：副院長

最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について研究機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③ コンプライアンス推進責任者：臨床研究部長

研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

④ 事務総括責任者：事務部長

統括管理責任者を補佐し研究費の適切執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を確保する責任と権限を持つ。

2 不正使用防止計画

① 研究機関内の責任の明確化

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
時間が経過することにより、各責任者の責任意識が低下する	会議等において、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る	最高管理責任者	適時
	各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する	-	-
	研究機関内のホームページにおいて、関係規程等を公開する	コンプライアンス推進責任者	適時
研究費の運営・管理に	・病院長を最高管理責任者とするな	最高管理責任者	-

関する責任者と権限が 明確でない	ど、研究費を適正に運営及び管理する ための責任と権限を明確化する ・各責任者は最高管理責任者が指名 する		
---------------------	---	--	--

② 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
研究費に関する使用ル ールが理解されていな い	・研究費に関する使用ルールを盛り 込んだマニュアルを作成し周知す ることにより、適正運用の徹底を図 る ・年度毎の目標を定めて、使用ルー ルの周知を図る	コンプライアンス 推進責任者	適時
・コンプライアンスに 対する関係者の意識が 希薄である ・公的研究費等の原資 の大部分が税金によっ てまかなわれているこ とに対しての意識が欠 如している ・不適切な会計処理で あっても、結果的に研 究のために使用してい れば許されるという認 識の甘さがある	・研究者等に対し行動規範の周知徹 底を図り、コンプライアンス意識の 向上を促す ・研修を行い、参加を義務付ける ・研究者等から不正使用を行わない 旨の誓約書を提出させる	コンプライアンス 推進責任者	年1回
	不正使用を行った場合は、国立病院 機構職員就業規則等に基づき厳し い処分を行う	最高管理責任者	適時
研究費の使用ルールと その運用が乖離する	・研究者等を対象としたヒアリング 等を実施しルールの運用実態の把 握に努める ・研究費に関する使用ルールとその 運用に乖離がある場合は、適切な指 導を行うとともに、原因を分析した 上で必要に応じてルール変更等も 含めた対策を講じる	コンプライアンス 推進責任者 不正使用防止計画 推進室	年1回

研究費の使用ルールについて誤った運用が行われる	研究費の使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する	相談窓口担当者	適時
-------------------------	---	---------	----

③ 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する	- 不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える - 不正使用発生要因を認識した方法（執行データの分析等）や対応策の作成過程を記載した文書を保存しておくこと	不正使用防止計画推進室	適時

④ 研究費の適正な運営及び管理活動

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する	- 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める - 特に執行率の悪い研究者等に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う	事務統括責任者	年末
発注が研究者自らなされており、事務担当者が確認できていない	- 物品等の発注は原則として経理事務担当者がおこなう - 緊急の場合、研究者自ら発注を行った場合には事後に必ず経理事務担当者に報告する	経理事務担当者	適時
発注段階での財源特定がなされていない	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、研修会等での指導・注意喚起を行う	コンプライアンス推進責任者	年1回
取引業者が研究者と必	・特定の業者との密な取引がないか	事務総括責任者	適時

要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する	注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。		
	・不正な取引を行った業者については、「独立行政法人国立病院機構契約指名停止等措置要領」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う ・使用ルールを提示することにより、どのような行為が不正使用にあたるのかを業者にも認識させる。また、架空伝票の依頼があった場合は、直ちに通報することを要請する ・取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる	コンプライアンス推進責任者	適時
研究活動と直接関係ないと思われる物品を購入している	経理事務担当者による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認等を行う	経理事務担当者	適時
カラ出張、旅行日程の水増し、日程の捏造、航空券の不当取り扱い等の不正が発生する。	財源にかかわらず、出張する職員に出張内申書を提出させ、旅行命令権者が旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を精査する。また、出張内申が提出されない場合は旅行命令等を発しない ・命令による出張を完了した職員には復命書を提出させ、命令権者が出張内申書や他の提出資料等との関係を点検、確認する。なお、用務を達成したことを証明する資料等との関係を点検、確認する。なお、用務を達成したことを証明する資料等が添付されていない等の不備がある場合は不備の是正を求める。また、理由なく出張後に出張復命書が	経理事務担当者	適時

	提出されない場合は、以後、当該出張者の旅行命令等を発しないことが出来る。		
雇上職員の出勤簿の改ざん、カラ雇用等が発生する	・雇上職員を雇用する場合は、必ず管理課を通して雇用し、執務初日等に本人確認及び勤務場所の確認を行う ・賃金支給については、経理事務担当者が出勤状況を確認するとともに、賃金支払日に本人の口座に直接振込による処理とする	経理事務担当者	適時
会議費の支出において研究遂行に必要でない飲食が行われる。原稿執筆や校閲謝金において、割り増し請求や既に発表済みの論文等への謝金請求が行われる。	・会議の確認書類を提出させ当該支出の妥当性をチェックする ・また、実施後会議等開催報告書を提出させる。なお、業者からの請求書等には飲食の内容等を明確に記載させる ・原稿執筆、校正、校閲、翻訳等枚数単価で依頼する場合は、予定枚数等を事前に提出させ、完了した際には依頼原本及び成果物を確認し、一定期間保管する。	経理事務担当者	適時
データの保守、データ構築など特殊な役務に関する検収が不十分である	必ず作業報告書を提出させ納品検収の適正な実施などにより、経理事務担当者だけではなく研究者にも検収に立ち会ってもらう。	経理事務担当者	適時
納品検収を行う職員の役割等が不明確となり納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生する	使用ルールに基づき、納品検収を行う	経理事務担当者	適時
	なお、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う	最高管理責任者	適時

⑤ 情報の伝達を確保する体制の確立

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
----------	----------	-----	----

通報窓口が判りにくい ため、不正が潜在化する	通報窓口は、ホームページ、使用ルールにより周知し、通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る	コンプライアンス 推進責任者	適時
使用ルール等の統一が 図られていないため、 誤った解釈で経費が執 行されるおそれがある	・研究機関内に設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける ・受け付けた質問等を取りまとめたQ&A集等を作成し、研究機関内の掲示版等により周知することにより、経費のより適正な執行を図る ・使用ルールの説明会を開催、関係者の出席を義務付ける。 ・年度毎の目標を定めて、使用ルールの周知を図る	相談窓口担当者 コンプライアンス 推進責任者 不正使用防止計画 推進室	適時
不正使用を発見した者 が不利益を受けること を恐れて告発を躊躇す る	告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査部門関係者以外に漏洩してはならない旨を規程に定め、該当の規程をホームページで公開する	最高管理責任者 コンプライアンス 推進責任者	適時
行動規範や使用ルール に関する理解が不足す る。	・研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる ・行動規範等をホームページに掲示することにより、その浸透に努める ・年度毎の目標を定めて、使用ルールの周知を図る	コンプライアンス 推進責任者 不正使用防止計画 推進室	年1回

⑥ モニタリングの在り方

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する	・内部監査部門による通常監査を原則とするが、臨時の監査を認める。 ・内部監査部門は、不正使用防止計画推進室及び会計監査人または監査法人と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低	内部監査部門	年1回

	減を図る ・年度毎の目標を定めて、不正使用の防止を推進する		
--	----------------------------------	--	--

Ⅲ 不正使用防止計画の点検・評価

不正使用防止計画推進室はコンプライアンス推進責任者、内部監査部門、会計監査人または監査法人等と連携し、研究費に係る不正使用を発生させる要因の把握に努め、適時不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける研究活動に関する行動規範

平成27年4月1日 制定

一. 趣旨

国立病院機構は、国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のためにたゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめることを理念とする独立行政法人です。これら国民から負託された使命は、高い志に支えられた熱意と良識に基づく教育・研究活動によって遂行されるものであり、その努力を阻害することは厳に避けなければなりません。研究活動における不正行為は、何よりも正義と倫理にもとる上に学術・文化の発展と社会に甚大な悪影響を及ぼし、国立病院機構の名誉と社会的信頼を傷つけるものであり許されることではありません。そのような事態に陥らぬよう研究活動における不正行為を未然に防止し、また不幸にしてかかる行為が生じた際に、適切かつ速やかに対処し、再発を防止するために研究公正に関する行動規範を設けます。

国立病院機構は、専門性の異なる多数の臨床研究部を擁しており、各研究者が所属する学術団体や社会性も異なりますが、研究活動に対する誠実さ、正確さ、客観性などの基本的な価値観は共通して求められるものです。

二. 研究活動における研究者の基本的な遵守事項

国立病院機構において研究活動をおこなう研究者は、関係する法令等を遵守し、健全な研究活動を保持し、かつ、研究活動における不正行為が起こらない研究環境を個人又は組織として形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

I 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待

が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じた功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

III. 社会の中の科学

(社会との対話)

11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

1 2 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

1 3 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV. 法令の遵守など

(法令の遵守)

1 4 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、関係法令等を遵守する。

(差別の排除)

1 5 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

1 6 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

三. 研究活動における主な不正行為を以下に示しますが、これら以外でも常識から逸脱した研究活動上の行為を除外するものではありません。

ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

その他の不正行為

不適切なオーサーシップ：

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

不適切な投稿又は出版：

同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人国立病院機構米子医療センター（以下「米子医療センター」という。）において行われる研究者等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はそのおそれがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一 研究者等 研究者及び研究活動に関わる事務職員を含め全ての職員をいう。
- 二 競争的資金等 各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費をいう。
- 三 公的研究費等 競争的資金等及び補助金、委託費、運営費交付金、寄附金等を財源として米子医療センターで扱うすべての研究費をいう。
- 四 コンプライアンス教育 不正使用を事前に防止するために、研究者等に対し、自身を取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させ関係する法令等、国立病院機構の規程等及びその他の規範を遵守させるために実施する教育をいう。
- 五 研究倫理教育 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために研究者等に求められる倫理規範等を修得等させるための教育をいう。

(不正行為の定義)

第3条 この要領において、「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、米子医療センター所属の研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

- 一 捏造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為
- 二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- 三 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- 四 不適切なオーサiership：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- 五 不適切な投稿又は出版：同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等

に発表する行為

六 公的研究費等（以下「研究費」という。）の不正使用・不正受給（以下「不正使用」という。）：関係する法令等及び国立病院機構の定める規程等に逸脱して、研究費を不正に使用及び受給する行為

七 その他：独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程（平成16年規程第61号）等に違反する研究を行う行為、及び本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

2 前項第1号から第3号までを「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成27年1月16日厚生科学課長決定）」に則して「特定不正行為」という。

（遵守事項）

第4条 研究者等は、研究活動について「独立行政法人国立病院機構米子医療センター研究活動に関する行動規範」、関係する法令等、国立病院機構の規程等及びその他の規範を遵守しなければならない。

2 研究者等は、米子医療センターが実施する研究倫理教育の研修を受けなければならない。

3 研究費を財源とする研究を行う研究者等は、研究データを配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。

4 研究費を財源とする研究を行う研究者等は、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ適切な場所に公開しなければならない。

5 研究費を財源とする研究を行う研究者等は、不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し説明しなければならない。

（不正行為防止体制）

第5条 米子医療センターは研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

一 不正行為の防止、研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、院長をもって充てる。

二 不正行為の防止、研究費の運営及び管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し最高管理責任者に報告する者として最高管理責任者が指名する統括管理責任者を置き、副院長をもって充てる。

三 前項に定める責任者のもと、不正行為の防止、研究費の運営及び管理について、コンプライアンス教育の実施、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者を置き、臨床研究部長をもって充てる。

を対象に定期的な研究倫理教育を実施する者として最高管理責任者が指名する研究倫理教育責任者を置き、臨床研究部長をもって充てる。

（告発）

第6条 研究機関内外からの不正行為に関わる告発、告発の意思を明示しない相談のための窓口（以下「通報窓口」という。）を、管理課に置き、担当者名等を公表するものとする。告発等の取扱いについてコンプライアンス教育等で周知徹底する。

2 不正行為（その疑いがある場合も含む）と思料する者は、前項に規定する通報窓口に原則として、次の各号に掲げる事項を明示して別紙の様式により不正行為の疑いについて告発することができる。

- 一 研究活動上の不正行為を行ったとする職員等又はグループ等の氏名又は名称
- 二 研究活動上の不正行為の具体的内容
- 三 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

3 前項の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。

4 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。この場合において、当該通報者に対するこの要領による通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

5 通報窓口担当者が自らの職務において不正行為を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

6 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘やインターネット上による指摘の場合も告発の内容に応じ告発と同様に取り扱うことができる。

7 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた通報窓口担当者はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

8 通報窓口に不正行為に関する告発があったときは、通報窓口担当者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。通報窓口担当者は告発を受理した時には告発者に対して受理した旨を通知するものとする。

（告発者等及び被告発者の保護）

第7条 告発を受け付ける場合、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

2 最高管理責任者は不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、悪意に基づく告発であることが判明しない限り当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、不利益な取扱いをしてはならない。また、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。
- 4 最高管理責任者は不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(予備調査)

第8条 最高管理責任者は、第6条第8項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査は統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、必要に応じ、研究倫理教育責任者等により行うこととするが、第10条に定める調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して行うこともできる。前条の調査の公正を確保するため、被告発者又は告発者に関係する者は、調査を行う者から除外する。
- 3 予備調査は、告発者及び被告発者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度並びに当該告発の信憑性等について行うものとし、指示を受けた日から概ね14日以内に次に掲げる事項を記載した予備調査結果報告書を作成し、これに関係資料を添えて最高管理責任者に報告するものとする。
 - 一 予備調査を実施した者の職名及び氏名
 - 二 対象となる研究資金
 - 三 調査の概要
 - 四 関係者の証言要約
 - 五 対象研究者の弁明
- 4 最高管理責任者は予備調査において必要があると認めるとき、又は調査委員会からの指示があったときは、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全その他必要な措置をとるものとする。
- 5 やむを得ない事情により、期限内に予備調査を終了することができないおそれがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を最高管理責任者に提出し、その承認を得るものとする。
- 6 最高管理責任者は、第3項の報告に基づき、告発の受付から概ね30日以内に告発の内容の合理性を確認の上、本調査を行うか否かを判断するとともに、当該本調査の要否を関係機関に報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を告発者・被告発者に通知するものとし、本調査を実施しないときは、本調査し

ない旨をその理由と併せて告発者に通知するものとする。

（本調査の開始）

第9条 最高管理責任者は、本調査（以下「調査」という。）が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

2 調査の開始にあたって、告発者及び被告発者に対し、調査を行うこと及び調査委員の氏名や所属を通知し、また、調査への協力を求める。

3 調査実施の決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は、概ね30日以内とする。

（調査委員会）

第10条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。調査の公正を確保するため、被告発者又は告発者に関係する者は、当該調査を実施する委員会の構成員から除外する。

一 統括管理責任者

二 コンプライアンス推進責任者

三 研究倫理教育責任者

四 最高管理責任者が指名する職員若干名

2 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

3 調査対象が、競争的資金等に係る研究である場合や調査内容が第3条第2項に定める「特定不正行為」である場合は、第1項の規定にかかわらず、調査委員会の構成については、公正かつ透明性の確保から、米子医療センターに属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下「外部有識者」という。）を含む調査委員会を設置する。

4 外部有識者は調査委員総数の半数以上であることとし、最高管理責任者が指名する。外部有識者は、米子医療センター並びに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

（本調査の方法）

第11条 調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行うこととする。また、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

2 不正行為の有無及び不正行為の内容等の認定を行うに当たっては、被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。また、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において科学的根拠を示して説明するものとする。

- 3 調査委員会は、調査対象の被告発者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、関連する部門に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 5 被告発者及び調査対象研究者等は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。
- 6 最高管理責任者は調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることとする。
- 7 委員会の構成員その他この要領に基づき不正行為の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、告発者、被告発者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮するものとする。
- 8 調査委員会は、調査の開始後、概ね150日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。調査委員会の委員長は、やむを得ない事情により、期限内に調査を終了することができないおそれがある場合には、期限終了までに、その旨を記載した理由書を最高管理責任者に提出し、その承認を得なければならない。
- 9 特に競争的資金等に係る不正使用の調査に際しては、以下の点を遵守するものとする。
 - 一 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受けた場合は、第9条に基づき調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること。
 - 二 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告及び協議をすること。
 - 三 被告発者及び調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずること。
 - 四 調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告すること。
 - 五 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に報告すること。
 - 六 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関からの資料の提出又は閲覧及び現地調査の求めに応じること。
 - 七 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること。

（認定）

- 第12条 調査委員会は不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を認定し、関連資料を添えて調査結果を速やかに最高管理責任者に提出するものとする。
- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づ

くものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えるものとする。

(調査結果の通知・報告)

第13条 最高管理責任者は、調査委員会における認定に基づき、調査結果を文書により告発者及び被告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等にも当該調査結果を報告するものとする。

(不服申し立て)

第14条 告発者及び被告発者は、第12条の認定の結果に不服がある場合は、調査結果の通知日から14日以内に通報窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。

2 前項の不服の申立ては、原則として文書により行うものとする。

3 最高管理責任者は、前項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申し立てに係る審査を付託するものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

4 最高管理責任者は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知し、加えてその事案に係る配分機関等に報告するものとする。

5 調査委員会は被告発者による不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

6 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知するものとする。

7 不服申立てをした者は、前項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできないものとする。

8 調査委員会は、再審査を行うと決定を行った場合には、被告発者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

9 調査委員会が再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その調査結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者及び告発者に通知するものとする。加えて、最高管理責任者はその事案に係る配分機関等にも報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第15条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合及び悪意に基づく告発が行われたとの認定があった場合は、調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が病院外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

(不正行為に対する措置)

- 第16条 最高管理責任者は、不正行為がおこなわれたと認定された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取るものとする。
- 一 被告発者の研究活動の停止勧告
 - 二 配分機関、関連機関等への通知
 - 三 不正行為の排除のために必要な措置
 - 四 不正行為と認定された論文等の取下げの勧告
 - 五 調査結果の公表
- 2 また、最高管理責任者は、調査の結果、不正行為がおこなわれたと認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機、悪質性等を総合的に判断し、独立行政法人国立病院職員就業規則(平成16年規程第14号)等その他関係法令等に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。また、私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 3 予備調査および調査の結果、告発が悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや告発者が米子医療センターに不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は告発者に対し、独立行政法人国立病院職員就業規則等その他関係法令等に従って懲戒処分等適切な処置を行うものとする。

(事務)

- 第17条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、管理課で行う。

(準用)

- 第18条 競争的資金等に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等についてこの要領に記載のない事項については、「研究活動における不正行為への対応に関

するガイドライン（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）」及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成２７年１月１６日厚生科学課長決定）」に則して対応するものとする。

（要領の実施）

第１９条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

誓 約 書

独立行政法人国立病院機構米子医療センター

最高管理責任者 殿

私は、公的研究費等の使用にあたり、公的研究費等に関する関係法令等を遵守し、公的研究費等の公正かつ効率的な運用に努め、不正を行わないことを誓約します。

また、上記に違反して不正を行った場合は、病院や配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓約します。

平成 年 月 日

(所属) _____

(職名) _____

(自署)

(氏名) _____

※公的研究費等に関する関係法令等とは「独立行政法人国立病院機構米子医療センター公的研究費等の取扱いに関する要領」が定める法令等をいう。

誓 約 書

独立行政法人国立病院機構米子医療センター
最高管理責任者 殿

弊社（又は私）は、貴病院からのご依頼の趣旨を十分に理解し、貴病院所属の研究者が獲得された公的研究費等による物品等の購入依頼等に際しては、貴病院の規程等に従い会計上公正かつ適切な処理を行い、不正に関与いたしません。

また、貴病院が公的研究費等に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。

万一、弊社（又は私）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また貴病院の研究者等から不正な行為の依頼があった場合には通報いたします。

平成 年 月 日

住 所
会社名
代表者又は事業主名

印

院長 殿

平成 年度「〇〇研究」遂行のための補助業務の依頼について

標記について、下記の業務につき依頼したいので承認方よろしくお願いします。

三

[illegible]

米子医療センターにおける研究活動の不正行為に係る告発受付窓口の設置について

「独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける研究活動の不正行為の取扱いに関する要領」に基づき、以下のとおり告発受付窓口（以下通報窓口という。）を設置します。

名 称	研究活動の不正行為に係る通報窓口
場 所	〒683-0006 米子市車尾4丁目17番1号 独立行政法人国立病院機構米子医療センター 管理課
担 当	管理課
電 話	0859-33-7111 ※電話による受付時間は、平日8:30～17:15です。
FAX	0859-34-1580

告発に関する注意事項

当通報窓口は、独立行政法人国立病院機構米子医療センターに所属する研究者等についての研究活動に係る不正行為を対象としています。

告発者の氏名及び連絡先をはじめ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正とする科学的合理的理由、使用された公的研究費等について慎重かつ公正に確認させていただきます。原則としてこれらの情報が確認できない場合や、告発内容の信憑性が疑われる場合には、告発の受付は致しません。

当通報窓口に連絡をいただいた段階では、告発は受付されておりません。告発内容を精査した上で、告発を行った方に受け付けた旨明示します。また、調査に当たって告発を行った方にご協力をお願いする場合があります。なお、米子医療センターでは告発者及び調査協力者に対して、情報提供等を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをすることを禁止しています。

調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発を行った方の氏名の公表・処分等があり得ることを申し添えます。

申 立 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立病院機構米子医療センター 最高管理責任者 殿

通報者の所属 (住所)・氏名	所属(住所): 氏 名:		
希望する 連絡方法	電 話:	自宅・職場・携帯	
	メー ル:	自宅・職場	
	F A X:	自宅・職場	
	郵送(住所):	自宅・職場	
氏名等の秘匿	希望する ・ 希望しない (今後の手続きにおいて氏名、連絡先等の秘匿を希望するかどうか○を付してください。)		

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける研究活動の不正行為に係る取扱いに関する要領第6条に基づき、下記のとおり申し立てをいたします。

記

通 報 内 容	1. 不正行為等の疑いのある組織又は職員等 組織名 職員等の氏名 (所属)
	2. 不正行為の態様及び内容 (可能な限り具体的に記載願います。書ききれない場合は適宜別紙に記載してください。 研究費の不正使用、ねつ造、改ざん、盗用等、) ① いつ頃の事実ですか ② 事実を知った経緯 ③具体的な内容
	3. 不正行為が存在するとする証拠又は根拠(確認できるものを添付してください。)
	4. 研究費の財源について (わかる範囲で記載してください。)

※通報の内容については、わかる範囲で記入してください。(全てを埋める必要はありません。)

※氏名等の秘匿を希望した場合は、調査の際に直接お話を聞くことができないため、調査の内容が制限されることがあります。

※氏名その他個人情報については、窓口等からの通報者への連絡、調査その他通報処理に必要な限度のみで使用し、適切に保護します。氏名等の秘匿を希望しない場合であっても、通報者の氏名等は調査関係者以外に知られることはありません。

※通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。